

平成25年度財政援助団体監査の結果に基づく措置内容

茨城ほしいも対策協議会補助金（茨城ほしいも対策協議会）

所管課（農政課）

監査の結果	監査の結果に基づく措置内容
協議会の会計処理について、不適切な処理が見受けられたので、会計規程及び決裁規程の整備について、適切な指導監督をされたい。	当該協議会に対し指導した結果、当該協議会は平成26年度の総会において規約を改定し、事務局は事務処理規程と会計処理規程に基づいて会計処理することが明記されました。
ひたちなか市、那珂市、東海村から交付される補助金について、各市村それぞれの補助額を算定する基準がないので明確にされたい。	当該協議会に対し指導し、2市1村において協議し補助金額の積算根拠を明確にすることとしました。
補助金交付要綱に定める補助対象経費の内、生産組織活動費については、現在各生産組合長の文書配布等に係る手数料として支出されていることから、今後は衛生加工や品質向上など各生産組合が実施する活動費として支出されるよう見直し等の指導をされたい。	当該協議会の総会において、平成26年度予算における生産組織活動費は0円で議決しました。これは、地区生産組合の活動を行う地元農家の労働力面の余力がない為、廃止したいという要望を受けての議決です。
平成26年7月10日提出	平成26年7月17日公表

団体（茨城ほしいも対策協議会）

監査の結果	監査の結果に基づく措置内容
<p>会計処理において、支出票の摘要欄の目的・内容等が不明なもの、支出票の添付書類が不備なもの、支出の根拠となる請求書や領収証等の証拠書類で要件を欠いているものなどが見受けられたので、適正な会計処理に努められたい。</p>	<p>平成 26 年度総会において当協議会の規約を改正し、事務処理規程と会計処理規程に基づき業務を行うこととしました。</p>
<p>決裁前に支払っているもの、立替払いをしているもの、会長決裁欄はあるものの全て押印されていないなど不適切な処理が見受けられたので、会計規程及び決裁規程を整備し、適正な事務の執行に務められたい。</p>	
<p>協議会の事務局については、協議会規約第 18 条の規定により、「会長が事務局長及び幹事職員若干名を委嘱または任免する」こととしているが、現在はその手続きがなされないまま、ひたしなか市の農政課職員が会計処理はじめすべての事務処理を行っている状況にあるので、規約に則って任免等の手続きを実施されるなど、事務局体制の明確化を図られたい。また、規約第 3 条（組織）に規定する生産組合代表及び関係機関代表の会員数が、現状と一致しない箇所も見受けられるので、適宜改正されたい。</p>	<p>平成 26 年度総会において当協議会の規約を改正し、事務局長は農政課長が充たることとしました。会員数においては、今後、規約と現状が一致するよう適宜改正を行います。</p>
<p>平成 26 年 7 月 10 日提出</p>	<p>平成 26 年 7 月 17 日公表</p>

ひたちなか市シルバー人材センター運営費補助金  
(公益社団法人 ひたちなか市シルバー人材センター)

所管課 (高齢福祉課)

監査の結果	監査の結果に基づく措置内容
<p>補助金交付要綱で定めている補助対象経費は、「報酬，給料，職員手当，共済費及び賃金」としているが，実際の対象経費の算定に当たっては，センターが設定している支出科目のうち，職員基本給，職員特別手当，職員諸手当，法定福利費，福利厚生費，役員報酬，諸謝金を対象としており，また，臨時雇賃金や事務局職員以外の諸謝金は，対象経費から除外するなど，補助対象経費の捉え方に分かりづらい面があるので，要綱の見直しなどにより，内容の明確化を図られたい。</p>	<p>補助金交付要綱については，今回の指摘を受け，補助対象経費の見直し及び明確化を図り，交付要綱に対象経費の別表を設けるなど，一部改正を行いました。（平成 26 年 6 月 26 日告示制定）</p>
<p>補助金の交付時期について，補助金交付要綱では 4 月，6 月，10 月，12 月の年 4 回に分けて交付することとしているが，平成 24 年度は 4 月の申請が遅れ，6 月，10 月，12 月の年 3 回の交付となっていた。（なお，平成 25 年度から年 2 回の交付に要綱が改正されている。）また，補助金交付決定の通知が，ひたちなか市補助金等交付規則に定められた期間を過ぎて行われていた。補助申請に関する適切な指導と，申請書受理後の速やかな交付決定に努められたい。</p>	<p>交付決定の時期については，今後このような誤りがないよう十分注意し，申請書受理後から 14 日以内に交付決定ができるよう，適正な事務処理に努めてまいります。</p>
平成 26 年 7 月 9 日提出	平成 26 年 7 月 29 日公表

団体（公益社団法人 ひたちなか市シルバー人材センター）

監査の結果	監査の結果に基づく措置内容
<p>嘱託職員の報酬・手当については、公益社団法人ひたちなか市シルバー人材センター嘱託職員任用等に関する規程第7条において「嘱託職員に支給する報酬及び手当は、当該嘱託職員の職務内容、勤務条件等を勘案して予算の範囲内において理事長が定める。」となっているが、報酬、手当の具体的な算定基準等が不明確であるので、その根拠等を明確にされたい。</p>	<p>嘱託職員の報酬については、ひたちなか市職員の給与に準じ、「公益社団法人ひたちなか市シルバー人材センター嘱託職員任用等に関する規程」において、月額162,300円としていたが、基準等がなく不明確であったため、新たに「公益社団法人ひたちなか市シルバー人材センター常勤嘱託職員給与基準」を定め、明確にした。</p> <p>嘱託職員の手当については、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当とし、職員と同じ基準とした。（地域手当は平成26年度4月から廃止した。）</p>
<p>平成26年7月18日提出</p>	<p>平成26年7月29日公表</p>